

健生食監発1227第3号
令和5年12月27日

各 検 疫 所 長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

「輸入牛肉等の安全確保について」の一部改正について

今般、食品安全委員会における「ドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価」及び「スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」を踏まえ、ドイツから輸入される牛肉等については、令和5年12月27日付け健生食監発1227第1号、スウェーデンから輸入される牛肉等については、令和5年12月27日付け健生食監発1227第2号により取り扱うこととしています。

これに伴い、「輸入牛肉等の安全確保について」（平成16年7月30日付け食安監発第0730003号（最終改正：令和5年7月31日付け薬生食監発0731第1号））を下記のとおり一部改正することとしましたので、その運用に遺漏のないようお願いします。

記

「注）取扱いを別途定めた通知一覧（令和5年7月31日現在）」から、「平成28年2月26日付け生食監発0226第1号」を削除し、「令和5年12月27日付け健生食監発1227第1号」及び「令和5年12月27日付け健生食監発1227第2号」を加える。

食安監発第0730003号
平成16年7月30日
(最終改正：令和5年12月27日付け厚生食監発1227第3号)

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

輸入牛肉等の安全確保について

BSE発生国等から輸入される牛肉等については、平成13年2月15日付け食監発第18号及び以下の通知により取り扱っているところです。

しかしながら、従来、BSE発生リスクが低いとされていた国々において、次々にBSEが発生する最近の状況を踏まえると、現在BSE未発生である国において万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する必要があります。

については、取扱いを別途定めた国を除くすべての国からの牛の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）、脊髄、回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）及び脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）の輸入については、これを控えるよう輸入業者への指導方よろしくお願いします。

なお、牛由来ゼラチン及びコラーゲン等については、平成27年3月27日付け食安監発0327第2号の記の3（1）について輸入者に確認の上、輸入を認めて差し支えありません。

注）取扱いを別途定めた通知一覧（令和5年12月27日現在）

- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第6号
- ・平成26年5月1日付け食安監発0501第2号
- ・平成26年8月1日付け食安監発0801第1号
- ・平成27年12月21日付け生食監発1221第1号
- ・平成28年2月2日付け生食監発0202第1号
- ・平成28年5月2日付け生食監発0502第1号
- ・平成28年7月5日付け生食監発0705第1号
- ・平成28年7月5日付け生食監発0705第2号
- ・平成31年1月9日付け薬生食監発0109第1号

- ・令和元年5月17日付け薬生食監発 0517 第1号
- ・令和2年2月17日付け薬生食監発 0217 第1号
- ・令和2年8月7日付け薬生食監発 0807 第1号
- ・令和3年8月31日付け薬生食監発 0831 第2号
- ・令和4年12月23日付け薬生食監発 1223 第1号
- ・令和5年7月27日付け薬生食監発0727第1号
- ・令和5年7月31日付け薬生食監発0731第1号
- ・令和5年12月27日付け健生食監発 1227 第1号
- ・令和5年12月27日付け健生食監発 1227 第2号